

<受診される方の権利と責務について>

受診者の皆様は、人間としての尊厳を保ちつつ医療（健診）を受ける権利があると同時に、医療（健診）を受ける際に守っていただく責務もあります。秩父病院では、病院と受診者の皆様との信頼関係を保ちつつ協力して最良の医療（健診）を提供いたします。

<権利>

1. 受診者は、国籍、宗教、性別、社会的地位、疾病の種類などによる差別を受けることなく、良質な健診を公平に受ける権利があります。
2. 受診者は、検査内容、発見された病気の内容、その病気の治療方法などについて、納得できるまで説明や情報提供を受け、自らに意思に基づいて選択あるいは拒否する権利があります。
3. 受診者は今回の健診にあたって得られた診断や疾病の治療方法などについて、他の医療機関の意見を求める権利があります。
4. 受診者は、健診に関する情報の開示を求める権利や個人を特定する情報（個人情報）が守られる権利があります。
（個人情報保護に関する細かな規定は別に定められています）
5. 受診者は、健診に関して疑問点や問題点等がある場合、問い合わせや苦情を申し立てる権利があります。

<責務>

1. 受診者は、医療提供者に対し、健康に関する情報や現在の状態をできるだけ細かく正確に提供する責務があります。
2. 受診者は、安全面を考慮して医療提供者の指示に従う責務があります。
3. 受診者は、他の受診者への医療提供に支障を与えないように配慮する責務があります。

秩父病院 健診センター
平成 21 年 8 月作成
平成 23 年 3 月改訂
令和 4 年 1 月改訂